

## 栃木市地域包括支援センター運営方針 (国府地域包括支援センター運営業務委託)

### I 方針策定の趣旨

本運営方針は、介護保険法第115条の47に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定する。

### II センター設置の意義・目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置する。(介護保険法第115条の46第1項)

### III センター運営上の基本方針

#### 1 センター機能強化の推進

令和6～8年度における第9期栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第9期計画」という。)では、令和7年(2025年)までに団塊の世代が後期高齢者となることから、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護者の増加が予想されることを踏まえ、地域の各種団体、関係機関等と連携・協働して、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることが重要であるとしている。

そのため、基幹型センターである栃木中央地域包括支援センターを始め、各センター間の連携強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、市の担当課と連携を図り情報共有に努め、事業の推進及び提案に積極的に相互協力するものとする。

また、本市における包括的な支援体制の基盤づくりとして、地域のつながりが希薄化する中、地域で暮らす人々の様々な生活課題を、他人事ではなく「丸ごと」受け止められる「我が事・丸ごと」の地域づくりの取組を推進するため、地域の実情に応じて地域ケア会議等を継続的に開催し、地域住民や関係機関との顔の見える関係づくりを進めていくものとする。

#### 2 地域ごとのニーズに応じた重点的に行うべき業務

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、所管区域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うものとする。

地域住民、関係団体、サービス利用者、介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むものとする。

#### 3 公正・中立性の確保

センターは、介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

#### 4 センターの運営評価

センターは、運営業務の自己評価を実施するものとする。

また、栃木市介護保険運営協議会において、センターの運営状況等を評価し、常にセンターの機能強化に取り組むものとする。

### IV 業務の実施方針

#### 【共通事項】

##### (1) 事業計画の策定

センターは、この運営方針に沿って年間の事業計画を策定するものとする。

##### (2) 職員の姿勢

職員は、業務の内容が地域で暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、業務を遂行するものとする。

##### (3) 個人情報の保護

個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき、情報の漏えい防止や情報管理を徹底するものとする。

##### (4) 苦情対応

センター（指定介護予防支援を含む）に対する苦情については、懇切丁寧に説明するとともに、誠意をもって解決するよう最大限努力するものとする。

#### 【センターが実施する主たる業務】

##### 1 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

事業対象者及び要支援者に対して、介護予防を目的とし、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う。実施に当たっては、本人の主体的な取組を支援し、かつ、日常生活の自立のための取組を総合的に支援し、生活の質の向上と生活機能の向上に対する意欲を高めることを目指すものとする。

##### (1) 介護予防を目的としたケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする」ために支援するものであり、基本的なケアマネジメントのプロセスに基づくものとする。

##### (2) ケアプラン作成上の留意点

利用者の心身や置かれている環境等に応じた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用し、目標達成に取り組んでいけるようケアプランを作成するものとする。単に利用者の困りごとに対して、それを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援につながるよう、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくものとする。

##### (3) ケアマネジメントの実施者

センターにおける包括的支援業務、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防支援業務を合

わせた全体の業務量を考慮し、包括的支援業務に従事する3職種の適正配置や、居宅介護支援事業所への委託を適宜行い、実施体制を整備するものとする。

(4) 指定居宅介護支援事業所が指定介護予防事業所となる場合の対応

要支援1・2の利用者のうち、介護予防支援サービスを利用している方は、指定を受けた介護予防事業所が、介護予防支援計画を直接作成することも可能であるため、地域包括支援センターの委託により作成している利用者の介護予防支援計画を、直接作成する方法に切り替える場合は、当該支援計画の取扱いについて、地域包括支援センターと指定介護予防事業所間で協議を行い決定していくものとする。

なお、指定介護予防事業所が介護予防支援計画を直接作成する場合は、指定介護予防事業所に対する地域包括支援センターの一定の関与として、指定介護予防事業所が作成した介護予防支援計画等の確認を行い、利用者の状態やサービス利用状況等の把握を継続して行っていくものとする。

(5) R6介護報酬改定に伴う事業の継続

ア 感染症・災害対策の強化

- 感染症の発生及びまん延等に関する取組を推進するため、「栃木市 地域包括支援センター感染症対策指針」と調整を図りながら当該取組に係る指針を整備し、委員会の開催(概ね6か月に1回以上)、研修・訓練(シミュレーション)の実施等を行うものとする。
- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが提供できる体制を構築するため、市業務継続計画と調整を図りながら当該取組に係る計画を整備し、担当職員への周知、研修・訓練(シミュレーション)の実施等を行うものとする。

イ ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務をふまえつつ、適切なハラスメント対策を推進するため、「栃木市 地域包括支援センターハラスメント防止対策に関する基本方針」と調整を図りながら当該取組に係る方針を整備し、相談体制の整備、研修の実施等を行うものとする。

ウ 会議や多職種連携におけるICTの活用

- 利用者の居宅を訪問して実施が求められる会議を除いた各種会議等について、利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、必要に応じてテレビ電話等を活用するものとする。
- 利用者等が参加して実施するものについて、必要に応じて利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用するものとする。

エ 運営規程等の掲示

運営規程等の重要事項について、書面掲示に加え、ホームページに掲載・公表するものとする。

オ 高齢者虐待防止の推進

虐待の発生またはその再発を防止するため、市と調整を図りながら当該取組に係る指針を整備し、定期的な対策検討委員会の開催、委員会の結果を担当職員へ周知、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めるものとする。

## 2 一般介護予防事業

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが出来るよう支援するものとする。

また、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施されることで、介護予防に向けた地域づくりを促進するものとする。その一環として、栃木市高齢者向け筋力体操「あったかとしぎ体操」の普及拡大と、市が実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、介護予防普及啓発事業（高齢者フレイル啓発）を担当し推進していくものとする。

また、栃木市介護予防ボランティア「ますます元気サポーター」等介護予防に関わる人材育成、地域活動組織の育成や支援等を実施し、介護予防の重要性や一般的な知識、介護予防事業の内容、参加方法等の事業実施に関する情報について積極的に普及啓発を行い、地域ぐるみで介護予防の推進を目指すものとする。

## 3 総合相談支援業務

### (1) 地域におけるネットワークの構築

ア 民生委員、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、社会福祉協議会、その他地域における関係者と連携し、支援を必要とする高齢者の把握及び高齢者が安心して生活できるよう支援するためのネットワークの構築を推進するものとする。

イ 地域のネットワークについては、3職種で情報を共有し、相互の連携を意識して活動に取り組むものとする。

ウ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組むものとする。

### (2) 実態把握

民生委員、ふれあい相談員、関係機関、同居していない家族、近隣住民からの相談や情報収集等により、高齢者や家族の状況等について実態把握を行うものとする。

### (3) 総合相談

ア 初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関、制度、サービス等につなげるものとする。

イ 関係機関からの相談に対して速やかに対応し報告する等信頼関係の構築に努めるものとする。

ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整えるものとする。

### (4) 困難事例への対応

重層的な課題を抱えている世帯、地域から孤立している世帯、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等の困難事例を把握した場合は、地域包括個別ケア会議の活用等職員の専門性を活かしたチームアプローチにより対応策を検討し、対策を講じるものとする。また、必要に応じて相談支援包括化推進員や市関係各課、関係機関と連携を図り適切に対応するものとする。

### (5) 認知症に関する相談

ア 必要に応じ認知症初期集中支援チームと連携し、本人・家族の支援を行うものとする。

イ 市として取り組む認知症施策の推進に協力するものとする。

#### 4 権利擁護業務

##### (1) 権利擁護に関する啓発

高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、地域住民や関係機関等の理解が深まるよう啓発活動に取り組むものとする。

##### (2) 高齢者虐待への対応

ア 高齢者虐待の相談窓口として周知を図り、地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待の早期発見及び防止に取り組むものとする。

イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、適切な対応を行うものとする。

ウ 虐待等から保護するため、老人福祉施設等への措置が必要な場合は、基幹型センターへ速やかに報告、引継ぎを行うものとする。

##### (3) 成年後見制度

ア 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法律的行為などを支援するため、成年後見制度の活用を支援するものとする。

イ 成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行うものとする。

ウ 成年後見制度の利用が必要と判断したが、申立て可能な親族がいない場合等は地域包括ケア推進係と連携を図り、市長申立てへつなげるものとする。

##### (4) 消費者被害防止

ア 消費生活センターや警察等の関係機関と連携して消費者被害事例に対応できる体制を整備するものとする。

イ 地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報を収集し、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害回復のために関係機関に通報するものとする。

#### 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

##### (1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的な支援を実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援するものとする。

##### (2) 介護支援専門員に対する支援

###### ア 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行うものとする。

###### イ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供、事例検討会及び研修会を実施するものとする。

###### ウ 困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例等について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行うものとする。

###### エ 介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、栃木市介護支援専門員連絡協議

会など介護支援専門員同士のネットワークの構築、活用を図るものとする。

## 【地域包括ケア実現に向けた地域支援事業の充実強化】

### 1 在宅医療・介護連携推進事業への協力

高齢者が望む在宅での生活を支える在宅医療及び介護サービスが切れ目なく提供できる体制を整備するため、栃木市の特徴や地域資源を活用し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、関係団体と連携しながら在宅医療・介護連携を推進し、栃木市地域包括ケアシステムの構築を目指すために、市が実施する事業に協力するものとする。

### 2 認知症総合支援業務

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（R6. 1. 1 施行）に基づき、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指す「共生」と、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を柱として、センターに認知症地域支援推進員を配置（市より任命）し、身近な場所で早期に認知症の相談ができる体制を継続しつつ、認知症の人やその家族等の声を取り入れながら、認知症の人にやさしいまちづくりの推進のための取組を行うものとする。

#### (1) 認知症に関する理解の促進

##### ア 認知症の普及啓発

認知症に関する情報を発信するため、市が行う認知症の人をまちぐるみで支える市民特別講座や、世界アルツハイマーデー及び月間における普及啓発イベントに協力し、幅広い年代の市民へ正しい認知症に関する知識の普及を図るものとする。

##### イ 認知症サポーター養成講座の拡充

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守るため、自治会、介護予防事業所、企業、学校など、様々な対象に認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター同士の交流、認知症普及活動のための地域、当事者、家族等の声を聴く機会を増やす。また、認知症サポーターが、受講内容を実践活動に繋げられるようステップアップ講座を開催し、活動の支援を図るものとする。

##### ウ 認知症キャラバン・メイトとの協働

介護サービス事業等のキャラバン・メイトと連携し、協働体制の構築を図るとともに、認知症サポーター養成講座の内容検討や実践研修、効果的な講座開催のための情報交換を行い、キャラバン・メイトの資質向上や認知症サポーター養成講座の充実を目指す。

#### (2) 認知症予防、早期発見・早期対応の推進

##### ア 認知症予防

認知症の予防として、既存の社会参加活動・学習等の活動も活用しながら地域において高齢者が身近に通える場等を拡充するとともに、自立支援や要介護状態になることの予防、要介護状態等の軽減、悪化を防止することを目的として、身体機能向上、認知症予防のほか、各地域の実情に応じて運動・栄養・口腔・認知症予防などを組み合わせた介護予防教室を展開する。

## イ 認知症ケアパスの作成協力と普及

認知症と疑われる症状が発生した場合に、本人や家族が、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを理解できるよう、サービスの提供の流れを示した「認知症ケアパス」の作成に協力し、市民や医療・介護関係者へ配付する。

## ウ 認知症初期集中支援チームとの連携

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的に、認知症初期集中支援チームとセンターの認知症地域支援推進員は連携し、支援対象者の状態に合わせた医療支援や適切な介護サービスが利用できるように包括的・集中的に支援するものとする。

## (3) 認知症の人とその家族への支援

### ア 地域の見守り体制の推進

認知症の人が外出中に行方不明になった時や、日常生活において偶然の事故を起こした場合の備えとして、市が実施する認知症高齢者等SOSネットワーク（見守りシール、認知症高齢者等個人賠償責任保険）、安心見守りカプセルを推進する。

### イ 認知症の人とその家族の居場所づくりの支援

国の認知症施策推進基本計画で示された「新しい認知症観」に基づき、認知症の人が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう仲間づくりや生きがいを支援するとともに、介護する家族の負担軽減、地域住民への啓発のために、認知症カフェを開催する団体活動を支援し、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進する。

また、認知症カフェの拡充を通して家族の会や本人ミーティングの開催やピアサポートの育成を進めるものとする。

### ウ チームオレンジ等支援体制整備

認知症サポーターが認知症に対する正しい理解を得た上で、地域で暮らす認知症の人やその家族の困りごとに対する認知症サポーターの支援活動「チームオレンジ」の取組について、さらなる「チームオレンジ」の発足及び発足に向けた取組を推進するとともに、すでに活動しているチームへの支援、オレンジまち活フェスタへの協力、認知症カフェとの連携調整等の支援を行うものとする。

### エ 若年性認知症の人への支援

働き盛りの若年性認知症は育児や経済的な問題を伴うことが多く、多様な支援が必要である反面、実際のケースが少ないことから、若年性認知症の人の居場所などの支援制度が不十分であり、地域での理解も進んでいない状況にある。そのため、市内の若年性認知症の実態把握に努め、地域での理解を深める取組を行うものとする。

## 3 地域ケア会議推進業務

### (1) 地域包括ケア会議（個別ケア会議）の実施

ア 総合相談業務や包括的・継続的ケアマネジメント業務等で把握した支援困難事例等に対し、支援のあり方をケース検討個別ケア会議において検討し、個別ケースの課題解決を図る中で、地域のネットワークの形成、多職種連携及びケアマネジメント支援を図るものとする。

イ 介護予防の推進を目的に、総合事業対象者等へのケアマネジメントのあり方を検討する自立支援・重度化防止型地域ケア個別会議（自立支援検討会議）を多職種協働により実施するものとする。

ウ 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布に定める訪問回数を超えるケアプランについて、利用者の自立・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、介護支援専門員の視点だけでなく多職種協働による検討を行うため、市が開催する生活援助ケア会議に協力するものとする。

エ 上記アからウで明らかになった地域課題を日常生活圏域個別ケア会議において報告し、地域課題の解決や施策形成につなげるものとする。

## (2) 地域包括ケア会議（推進会議）への協力

地域包括ケア会議（推進会議）の開催に対し、日常生活圏域個別ケア会議で検討した地域の課題、資源開発及び政策形成についての提案を行うものとする。

## 4 生活支援体制整備事業との連携・協働

高齢者をはじめとする住民が地域社会に関わり、社会参加、介護予防、生活支援につながる活動やサービスを充実させるために、生活支援コーディネーターと連携を図り、地域支え合い活動、生活支援サービス活動等の推進を図るものとする。

市が開催する生活支援コーディネーター業務活動報告会に参加し、事業の進捗状況を確認するとともに、今後の活動に対する方向性の検討を行うものとする。

また、生活支援コーディネーターと連携して生活支援・介護予防サービスの創設に向けた協議体の設置、運営等に努めていくものとする。

### 【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施】

～令和2年4月1日付「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に基づく業務～

#### 1 高齢者フレイル啓発事業

高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細やかな支援を実施することを目的に、KDBシステムによる医療情報、健診受診者の状況、第9期計画策定に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果による圏域ごとの課題等をもとに、市担当課が実施する保険事業と介護予防の一体的実施について、連携を図りながら協力して事業を推進していくものとする。ポピュレーションアプローチとしてフレイル予防健康教室を実施するとともに、KDBシステムから抽出された地域の健康データを参考に、ポピュレーションアプローチによる介護予防の普及啓発に取り組むものとする。

### 【その他】

#### 1 栃木市自殺対策への協力

栃木市のいのち支える自殺対策計画に基づく高齢者の自殺予防対策に協力するものとする。

#### 2 栃木市熱中症対策への協力

高齢者に対する熱中症予防知識の普及啓発等により、市の熱中症対策に協力するものとする。